

細呂木小学校PTA会則

第一章 名称及び事務局

第 1 条 本会は細呂木小学校PTAと称し、事務局を細呂木小学校に置く。

第二章 目的及び活動

第 2 条 本会は会員相互が協力して、家庭・学校・地域における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動をする。

- 1 よりよい父母・教師をめざして、教養の向上に努める。
- 2 家庭・学校・地域相互間の緊密な連携により、児童の健全な発達を図る。
- 3 学校と地域の環境整備を図るとともに、地域における社会教育の振興に寄与する。
- 4 本会機関紙、会報「ほそろぎ」を発行する。
- 5 その他、本会の目的達成に有意義と判断される活動を行う。

第 4 条 前条の活動を企画・実践するにあたっては、特定の宗教、政党および企業等に偏する内容は、すべて排除する。

第三章 会 員

第 5 条 本会の会員は次の通りとし、会員はすべて平等な権利を有し、公平に義務を果たすものとする。

- 1 本校に在籍する児童の保護者と、これに勤務する教職員。
- 2 本会の主旨に賛同する者。

第四章 会 計

第 6 条 本会の会計は次の通りとする。

- 1 本会の経費は、会費、協力金およびその他の収入をもって充てる。
- 2 会費は、月額400円とし、児童および教職員より毎月徴収する。
- 3 協力金は、細呂木小学校校下全家庭に1戸あたり1,000円の協力金を、各地区区長に毎年5月末日までに納入を依頼する。
- 4 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 5 この会の決算は会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。
- 6 会計監査員は、前年度役員会にて推薦を受け総会において承認を得なければならない。なお、任期は2ヶ年とする。

第五章 役員・顧問

第 7 条 本会は次の役員を置く。

- 1 会長 1 名
- 2 副会長 5 名

ただし、副会長の中で書記・会計の職務を兼ねる。

第 8 条 役員の任期は2ヶ年とし、次の事項にあたるものは、その限りとしめない。

- 1 任期満了し、再任する者
- 2 5年生の保護者で、子弟がいなるときは1ヶ年とする。

第 9 条 本会は、細呂木地区区長会長及び細呂木地区議員代表を顧問として委嘱することが出来る。

- 1 委嘱にあたっては、役員会で審議し、本人の承諾を得ることとする。
- 2 委嘱あるときは、総会において委嘱の報告をしなければならない。

第 10 条 役員の選出方法は、次の通りとする。

- 1 役員の選出は、別に定める「細呂木小学校PTA役員選挙管理規程」に従う。
- 2 会長は役員の互選により選出し、会長の指名により副会長以下の役員を選出する。なお、会長の任期は原則1ヶ年とする。
- 3 選出された役員は、総会において承認を得なければならない。

第 11 条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括し、本会事業の推進にあたる。
- 2 副会長は、諸会議の司会の任にあたるほか、会長を補佐し、本会事業の推進にあたる。また、会長事故ある時は、役員と協力してその職務を代行する。
- 3 書記は、会議記録の作成・保管等の事務処理をするほか、総会時の庶務報告の任にあたる。
- 4 会計は、予算に基づき本会の会計事務処理を行うほか、総会時会計報告等の任にあたる。

第六章 役員会・常任委員会

第 12 条 本会の事業達成の推進を図るため、次の役員会を設置する。

1 役員会

第7条に規定する役員および学校代表者で構成し、本会の事業計画、会計予算の審議、事業推進等の円滑化を図る。

2 常任委員会

第7条に規定する役員、第14条の各委員会正副委員長（理事長）及び学校代表者で構成し、各委員会の事業内容等について理解を深め、各委員会間及び役員間の協力連携を図る。

第13条 各会議の開催は、会長が召集する。また、学校側から開催を求められたときは、会長に一任する。

第七章 委員会・理事会

第14条 本会は、その目的を達成するため、次の委員会を設置し、それぞれ次の事業を推進する。

1 学級・広報委員会

学級担任との協力・連携のもと、児童の健全育成に努めるとともに、会員相互の教養・親睦を深めるための事業を行う。また、本会の機関誌、会報「ほそろぎ」を編集・発行する。

2 補導委員会

地域における各種団体および地域の保護者と協力して児童の健全育成と校外補導活動にあたるとともに、会員相互の保健思想の普及および児童の健康な生活の発展に努める。

第15条 第14条の委員選出は、次の通りとする。

1 学級・広報委員は、各学級における紙上投票結果をもとに選出する。

2 補導委員は、各地区単位で選出することとし、その選出・報告は、各地区区長に委ねる。

3 保護者・学校の連携を密にするため、各委員会に学校職員の参画を求めることとする。なお、その担当者については、学校長に一任する。

第16条 第14条の各委員会では、役員の推薦または各委員会委員の互選により正副委員長を選出し、同正副委員長を中心に、担当事業の企画・運営にあたる。なお、同委員会における事業の審議・決定は、出席者の過半数にて決するものとする。

第17条 各会議の開催は、会長または各委員会委員長が召集する。また、学校側から開催を求められたときは、会長または各委員会委員長に一任する。

第八章 総会

第18条 総会は毎年4月に召集する。ただし、前年度の卒業生に対しては、前年度の決算報告の承認を書面提出で行う。また、会長が必要と認めた場合もしくは学校長から開催を求められた場合は、会長は臨時総会を召集することができる。

第19条 総会は本会の最高決議機関であって、次の事項はその総会の議決・承認を得なければならない。

1 役員の承認

2 年間行事・事業の決定

3 決算の承認・予算の決定

4 会則の改正

5 会費等の変更

第20条 総会における議決・承認は、出席会員の過半数の同意をもって決する。

第九章 その他の会議

第21条 本会の事業推進等の円滑化を図るために、必要に応じて学校側との会議を開催することが出来る。但し、開催にあたっては会長および学校長に一任する。

附 則

第22条 慶弔に関する規定を別に定める。

第23条 本会則の変更は、役員会にて協議することとする。

第24条 本会則の改廃は、総会において審議・承認を得なければならない。

第25条 本会則は、昭和61年3月10日より施行する。

平成 3年4月27日 一部改正

平成 9年3月 1日 一部改正

平成12年3月 4日 全面改正

平成14年3月 2日 一部改正

平成16年3月 7日 一部改正

平成20年3月 1日 全面改正

平成24年8月25日 一部改正

平成27年2月28日 一部改正

平成28年2月27日 一部改正

令和 2年4月24日 一部改正

慶弔に関する規定

第1条 本規定の対象は、児童及びPTA会員とする。

第2条 本規定対象者に慶弔ある時は、次の規定に基づき、祝・弔慰の意を表すものとする。

- 1 本人が死亡したときは、香料10,000円と花輪半対（又は生花）をおくり、役員が通夜に参列する。
- 2 火災・風水害・その他の天災地変により、不時の災害に遭遇した時は、その状況により、その都度役員会で協議する。
- 3 児童が、体育・文化面で全国大会に出場したときは、個人5,000円以内、団体20,000円以内の範囲で、祝意を表すものとする。

第3条 本規定適用以外の事項は、役員会の決議によってこれを定める。
ただし、緊急を要する時は会長に一任する。

附 則

第 4 条 本規定の変更は、役員会にて協議することとする。

第 5 条 本規定の改廃は、総会において審議・承認を得なければならない。

第 6 条 本規定は、昭和 6 0 年 4 月 1 日より施行する。

平成 元年 9 月 1 日 一部改正

平成 1 5 年 4 月 1 日 一部改正

平成 2 0 年 3 月 1 日 全面改正

平成 2 0 年 3 月 7 日 一部改正

平成 2 7 年 2 月 2 8 日 一部改正

平成 3 0 年 3 月 3 日 一部改正